

# 『令和8年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書』の見方・税額算出方法

納税義務者	住所又は所在地	埼玉県ふじみ野市●●●●	通知書番号	0012345
	氏名又は名称	ふじみ野 太郎 花子		

お問い合わせの際は  
こちらの番号をお伝え  
ください。

見本

区分	土地又は家屋の所在地	不動産番号	固定	課税標準額(円)	本則課税標準額(円)
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積(㎡)	A	固定	前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)	軽減税額(円)
現況地目又は構造	現況地積又は床面積(㎡)			減免税額(円)	C 相当税額(円)
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積(㎡)	A1	都計	課税標準額(円)	本則課税標準額(円)
備考	現況屋根			前年度課税標準額又は比準課税標準額(円)	C 相当税額(円)
【登記・現況の表示と課税について】 土地は「現況地目・現況地積」、 家屋は「現況床面積」を基に課税しております。			小規模住宅用地	固定	都計
			一般住宅用地	課税標準額(円)	課税標準額(円)
			上記以外の土地	固定	都計
				4,750,000	4,750,000
				4,500,000	66,500
				B1 10,000,000	10,000,000
				9,800,000	25,000
					98.0
				B2 7,000,000	49,000
					49,000
				B2 7,000,000	17,500

お持ちの資産について

【共用土地の持分割合】  
区分所有マンション等の共用土地をお持ちの場合は、ここに御自身の持分(敷地権割合)が表示されます。

【新築軽減等の備考欄表示】  
新築住宅の軽減の適用がある場合、備考欄にその旨が記載されます。  
適用終了後は記載がなくなりますので御注意ください。

【軽減又は減免税額】  
新築住宅の軽減又は減免等の適用がされていれば、こちらに金額が表示されます。

【相当税額】  
課税標準額に税率をかけた金額から軽減税額を差し引いた税額が表示されます。

【負担水準とは】  
個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額(×特例率)に対してどの程度まで達しているかを示すものです。  
具体的には、負担水準が住宅用地であれば100%に、住宅用地以外であれば60%以上に達するまでは、毎年5%を上限に課税標準額が上昇していきます。

## 土地相当税額の算出方法



★より詳細な計算方法についてはこちら↓

土地課税標準額の算出にあたり、特例及び負担調整措置により所定の計算を行います。  
★特例：住宅用地や市街化区域農地の場合は評価額に下記の特例率をかけて計算します。

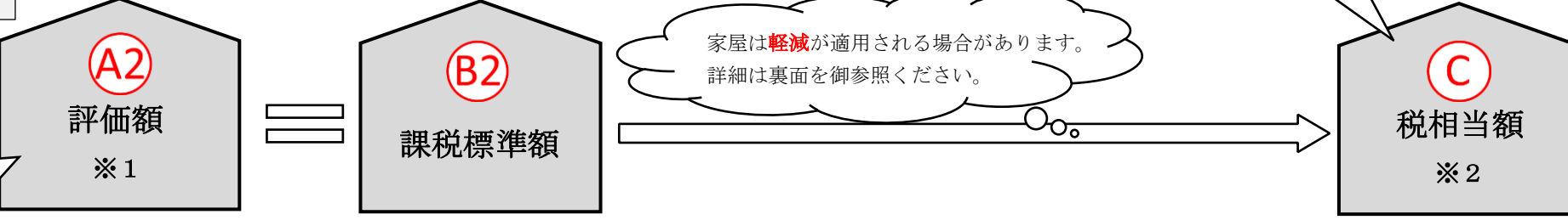
区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(住宅1戸につき200㎡までの部分)	1/6	1/3
一般住宅用地(住宅用地のうち、小規模住宅用地を超える部分)	1/3	2/3
市街化区域農地	1/3	2/3

★負担調整措置：評価額が上昇した場合に税負担の急激な増加を抑制するための調整措置です。負担水準の割合等に応じて、所定の計算を行います。

課税標準額に税率をかける  
固定資産税：1.4%  
都市計画税：0.25%

## 家屋相当税額の算出方法

再建築費評点数  
×  
経年減点補正率等  
により評価額を求めます。



家屋は軽減が適用される場合があります。  
詳細は裏面を御参照ください。

★新築・増築時に家屋の現地調査を行います。御理解御協力をお願いします。  
※1 3年に一度見直し(評価替え)を行います。(次回は令和9年度)

※2 納税通知書の年税額は所有資産すべての合計となります。計算途中で端数切捨て処理を行いますので、相当税額の合計と一致しない場合があります。